

## 2020年10月度 広告作成等に関する相談の受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

10月度の全体の相談受付件数は計 91 件で、前月度と比較すると 19 件減（新車関係 6 件減、中古車関係 14 件減、その他 1 件増）、対前年同月比では 7 件増（新車関係 8 件増、中古車関係 3 件減、その他 2 件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約 46%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約 55%（23 件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（12 件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約 38%（35 件）を占めています。

#### 【相談者の内訳・2020年10月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	48	34	9	91
広告代理店	25	11	6	42
メーカー系ディーラー	8	3	1	12
自動車関係団体	3	6	1	10
中古車専門店	2	6	0	8
中古車情報誌社	1	2	0	3
メーカー	6	1	1	8
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	2	4	0	6

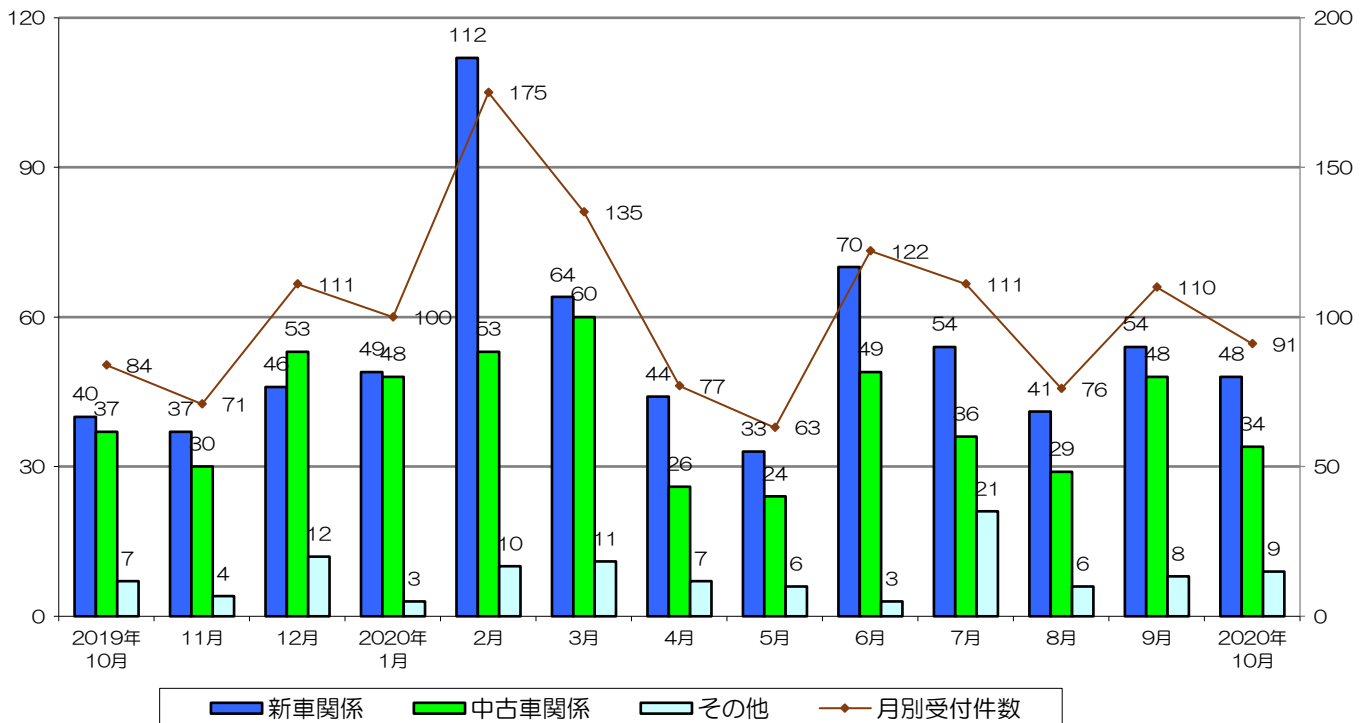


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	0
メーカー系ディーラー	23
中古車専門店	5
その他	14

#### 【相談受付件数の推移・2019年10月～2020年10月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが51.6%、『特定事項』に関する問い合わせが29.0%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約81%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	31	64.6%	その他相談	6	12.5%
景品関係	11	22.9%	<b>合計</b>	<b>48</b>	<b>100.0%</b>

[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>16</b>	<b>51.6%</b>	<b>③特定事項</b>	<b>9</b>	<b>29.0%</b>
表示方法	4	12.9%	燃費	3	9.7%
付属品・特別仕様	4	12.9%	安全・環境	2	6.5%
値引き表示	3	9.7%	特別仕様・限定	4	12.9%
割賦・リース	5	16.1%	<b>④抽象的な問合せ</b>	<b>5</b>	<b>16.1%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>1</b>	<b>3.2%</b>	広告表現の可否	2	6.5%
抽象的用語	1	3.2%	抽象的な問合せ	3	9.7%
			<b>合計</b>	<b>31</b>	<b>100.0%</b>

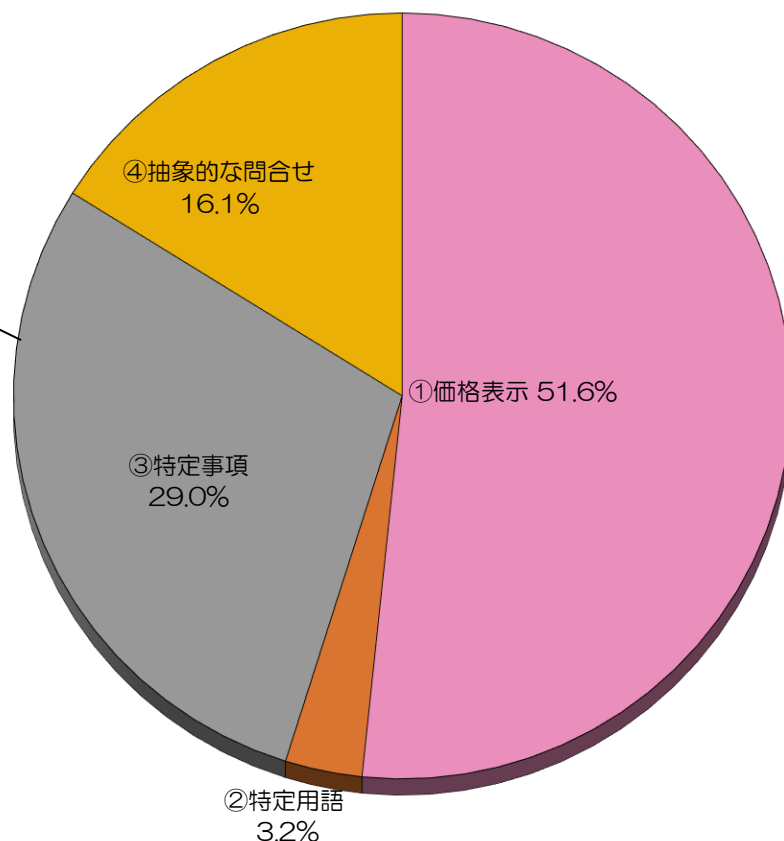
[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	9	81.8%	抽象的な問い合わせ	1	9.1%
オープン懸賞	1	9.1%	<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳

### 今月の事例

- ・「『No.1』表示を行う際のクラス区分等の表示」について



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔『No.1』表示を行う際のクラス区分等の表示〕について〕

Q. 当社が製造するクリーンディーゼル車が、2012年4月～2020年3月までの国内累計販売台数で第1位を獲得したため、テレビCMにおいて「クリーンディーゼル車販売台数 No.1」と表示、ナレーションしたいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例（テレビCM）】

〇〇社 クリーンディーゼル車  
販売台数 **No.1**

※次世代自動車振興センターの定義に基づくクリーンディーゼル車の2012年4月～2020年3月の国内累計販売台数。（自販連・日本自動車輸入組合公表資料に基づく自社調べ）

ナレーション

〇〇社はクリーンディーゼル車販売  
ナンバーワン

A. 「No.1」表示を行う際は、音声（ナレーション）も含め、「No.1」の前提となる内容（販売台数であることやクラス等の区分、獲得期間等）を明瞭（※下記規約運用の考え方参照）に表示することが必要です。

【正しい広告表示の例（テレビCM：30秒の場合）】

〇〇社 クリーンディーゼル車  
2012年4月～2020年3月  
国内累計販売台数

**No.1** ※

※次世代自動車振興センターの定義に基づくクリーンディーゼル車。  
（自販連・日本自動車輸入組合公表資料に基づく自社調べ）

ナレーション

クリーンディーゼル車 2012年4月～2020年  
3月国内累計販売台数ナンバーワン

①No.1の前提となる「クラス等の区分や獲得期間等」は、**No.1表示の3分の1以上の大きさで2秒以上表示**  
（15秒以内のCMは1.5秒以上表示）

②「クラス等の区分の説明」は、**No.1表示の5分の1以上の大きさで2秒以上表示**  
（15秒以内のCMは1.5秒以上表示）

③音声（ナレーション）でNo.1の前提となる内容を明瞭に表示

【正しい広告表示の一例：新聞・チラシ広告】

〇〇社 クリーンディーゼル車  
2012年4月～2020年3月  
国内累計販売台数

**No.1** ※

※次世代自動車振興センターの定義に基づくクリーンディーゼル車。  
（自販連・日本自動車輸入組合公表資料に基づく自社調べ）

①「クラス等の区分」の表示は、**No.1表示（表示した最も大きい文字）の3分の1以上**（かつ10ポイント以上）の大きさで表示

②「クラス等の区分の説明」の表示は、**No.1表示の5分の1以上**（かつ8ポイント以上）の大きさで表示

※詳細は「最上級を意味する用語を用いる際のクラス区分等の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」をご覧ください。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが20.7%、『必要表示事項』に関する問い合わせが20.7%となり、両項目で表示に関する問い合わせの41%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	29	85.3%	その他相談	4	11.8%
景品関係	1	2.9%	合計	34	100.0%

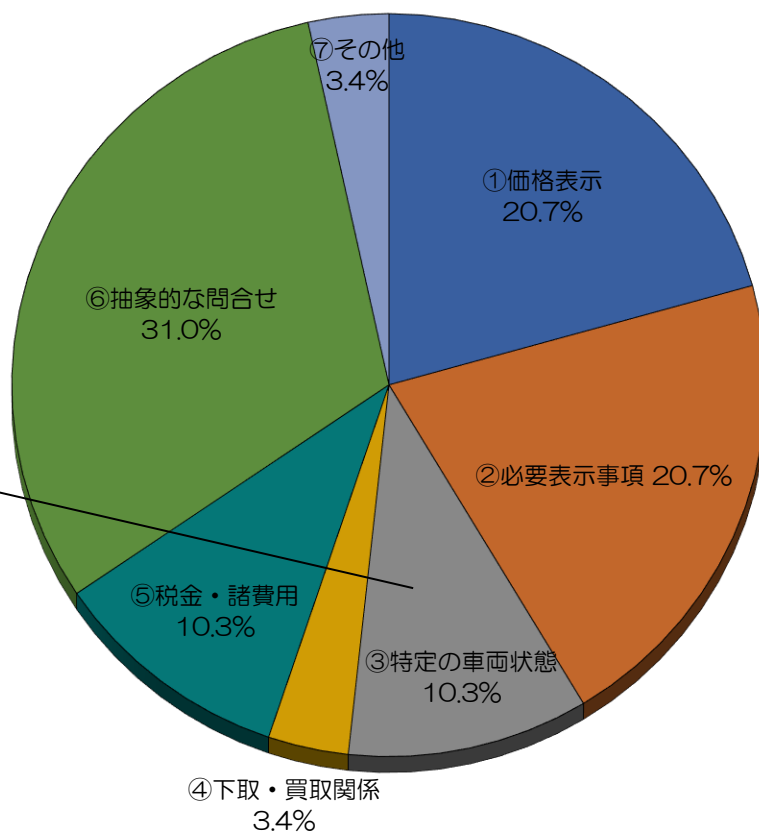
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	6	20.7%	③特定の車両状態	3	10.3%
表示方法	5	17.2%	④下取・買取関係	1	3.4%
割賦・リース	1	3.4%	⑤税金・諸費用	3	10.3%
②必要表示事項	6	20.7%	税金	3	10.3%
使用区分	1	3.4%	⑥抽象的な問合せ	9	31.0%
車検証の有効期限	1	3.4%	広告表現の可否	3	10.3%
保証の有無	2	6.9%	企画の可否	3	10.3%
車台番号	1	3.4%	抽象的な問合せ	3	10.3%
必要表示事項全般	1	3.4%	⑦その他	1	3.4%
			合計	29	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	100.0%	合計	1	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



#### 今月の事例

- ・「民間の評価機関が作成した書面による特定の車両状態の表示」について

広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

【「民間の評価機関が作成した書面による特定の車両状態の表示」について】

Q. 当社では、修復歴車を展示する際、中古車の車両状態表示（評価）について、公取協の監修を受けた評価機関が作成した書面を用いて「修復歴の部位」を表示していますが、その書面とは別に、公取協作成の「コンディション・ノート」にも「修復歴の部位」を記入して表示しなければなりませんか？

A. 修復歴車を展示する際は、規約に基づき、プライスボードに「修復歴有」である旨を表示するとともに、書面により「修復歴の部位」を明瞭に表示することが必要です。書面については、「修復歴の部位」が明瞭に表示されていれば、評価機関が作成した書面（車両状態評価書）でも構いません。

【書面により表示が必要な事項】

特定の車両状態	書面により表示が必要な事項
①走行距離計が交換されている車両	▷走行距離計が交換されている旨 ▷交換時点の交換前・後の走行距離計の表示値
②走行距離数に疑義がある車両	▷走行距離数に疑義がある旨及び「？」の記号 ・推定できる根拠がある場合 →推定走行距離数 ・推定できる根拠がない場合 →「不明」
③走行距離計の改ざんが判明した車両	▷走行距離計が改ざんされている旨
④修復歴がある車両	▷修復歴の部位
⑤定期点検整備なしで、要整備箇所のある車両	▷要整備箇所

※購入者に交付した書面の写しを、作成の日から2年間保存すること

【書面の例：コンディション・ノート（公取協作成）】

【書面の例：車両状態評価書（公取協が監修した車両状態評価制度）】

- トヨタU-Car品質評価制度（申請者：トヨタ自動車株式会社）
- Vehicle Condition Check System（申請者：一般財団法人日本自動車査定協会）
- 車両品質評価システム、車両状態表示（ACC）システム（申請者：株式会社オークネット）
- 中古車の鑑定に関するシステム（申請者：特定非営利活動法人日本自動車鑑定協会）
- 車両状態評価制度（申請者：マツダ中販株式会社）
- 日産車両状態証明制度（申請者：日産自動車株式会社）
- スズキ認定中古自動車制度（申請者：スズキ株式会社）

■車両状態評価監修制度等の詳細については（中古車の車両状態評価監修制度）をご確認ください。